

介護予防短期入所生活介護サービス 重要事項説明書

当施設は、老人福祉法による特別養護老人ホームで、介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定を受けています。

(兵庫県指定第2873700245号)

(ユニット型：兵庫県指定第2873700492号)

当事業所は、老人福祉法による、特別養護老人ホーム(従来型・ユニット型)に併設されている指定居宅サービスの中の短期入所生活介護サービス事業所(ショートステイ)で、介護保険法による指定を受けています。

(従来型：兵庫県指定事業者番号2873700203号)

(ユニット空床型：兵庫県指定事業者番号2873700484号)

当施設はご利用者に対し短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 施設・事業所経営法人

- 1) 法人名 兵庫県社会福祉事業団
- 2) 法人所在地 神戸市西区曙町1070
- 3) 電話番号 078-929-5655
FAX番号 078-929-5688
- 4) 代表者氏名 藪本 訓弘
- 5) 設立年月日 昭和39年7月1日
- 6) インターネットアドレス番号 <http://www.hwc.or.jp>

2 ご利用施設・事業所の概要

- 1) 建物の構造
鉄筋コンクリート造 地上2階
- 2) 建物の延べ床面積 6,293.5㎡
- 3) 施設・事業所の事業
事業の種類 兵庫県知事の事業者指定 利用定数
指定介護老人福祉施設 60名
指定介護老人福祉施設(ユニット型) 40名
併設短期入所生活介護事業(介護予防事業含む) 10名
短期入所生活介護事業(ユニット型) 空床利用
居宅介護支援事業
障害者指定短期入所事業
認知症対応型通所介護事業 12名
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
- 4) 施設の周辺環境
歴史的景観の豊かな宿場町であった佐用郡佐用町平福の地に、平成11年3月新築移転しました。佐用川の流は清く、夏には蛍が飛び交う、自然豊かな地です。「星の都佐用」として親しまれています。

3 ご利用施設

(1) 事業の種別

従来型：短期入所生活介護事業

平成12年4月1日指定

事業者番号2873700203号

ユニット型：短期入所生活介護事業（空床型）

令和5年2月1日指定

事業者番号2873700484号

(2) 事業の目的

介護保険法に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共同施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

(3) 施設・事業所の名称

特別養護老人ホーム朝陽ヶ丘荘

併設 朝陽ヶ丘荘短期入所生活介護事業所

朝陽ヶ丘荘短期入所生活介護事業所（ユニット型）

(4) 施設の所在地

〒679-5331

兵庫県佐用郡佐用町平福138-1

交通機関

智頭急行「平福」より徒歩10分

※姫路から姫新線で佐用駅下車し、智頭急行の普通に乗り換え、「平福」で下車

※姫路から山陽線で上郡駅下車、智頭急行の普通に乗り換え、「平福」で下車

(5) 電話番号及びFAX番号

TEL：0790-83-2008

FAX：0790-83-2035

(6) 事業所長（管理者）氏名

志 水 満

(7) 当事業の運営方針

利用者の人権やその人らしさを尊重し、常に利用者の立場に立った施設サービスの提供につとめるとともに、利用者が有する個々の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目指した運営をいたします。

(8) 開設年月日

昭和47年 8月 1日 開設

平成11年 3月24日 新築移転

平成17年 4月 1日 事業団移管

令和 5年 2月 1日 ユニット空床型開設

(9) 利用定員 10名（短期入所生活介護事業をあわせて）

(10) 施設・事業所が行っている業務

指定介護老人福祉施設

併設 短期入所生活介護事業（介護予防事業含む）

認知症対応型通所介護事業

居宅介護支援事業
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
 障害者指定短期入所事業（身体・知的・精神）

- (11) 通常の事業の実施地域
 施設周辺地域
 西播磨地域
 岡山県美作市（旧大原町、旧東粟倉村）、英田郡

- (12) 営業日及び営業時間
 介護予防短期入所生活介護事業
 営業日 年中無休
 受付時間 月～金 10時～15時
 土・日・祝日 10時～15時

- (13) 居室の概要
 当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。
 （特養と共用の部分を含んでいます。）

居室・設備の種類	室数		備 考
	従来型	ユニット型	
個室（一人部屋）	12室	40室	
2人部屋	13室		
4人部屋	8室		
合計	33室	40室	各室トイレ・洗面所付き
食堂	2か所	4か所	
機能訓練室			従来型・ユニット型共用
浴室（一般浴室・機械浴室）			従来型・ユニット型共用

☆ 居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者や身元引受人とできるだけ協議するものとします。

☆ 居室に係る料金
 居室に係る料金は以下の通りとします。
 居室別料金表（一日あたり）

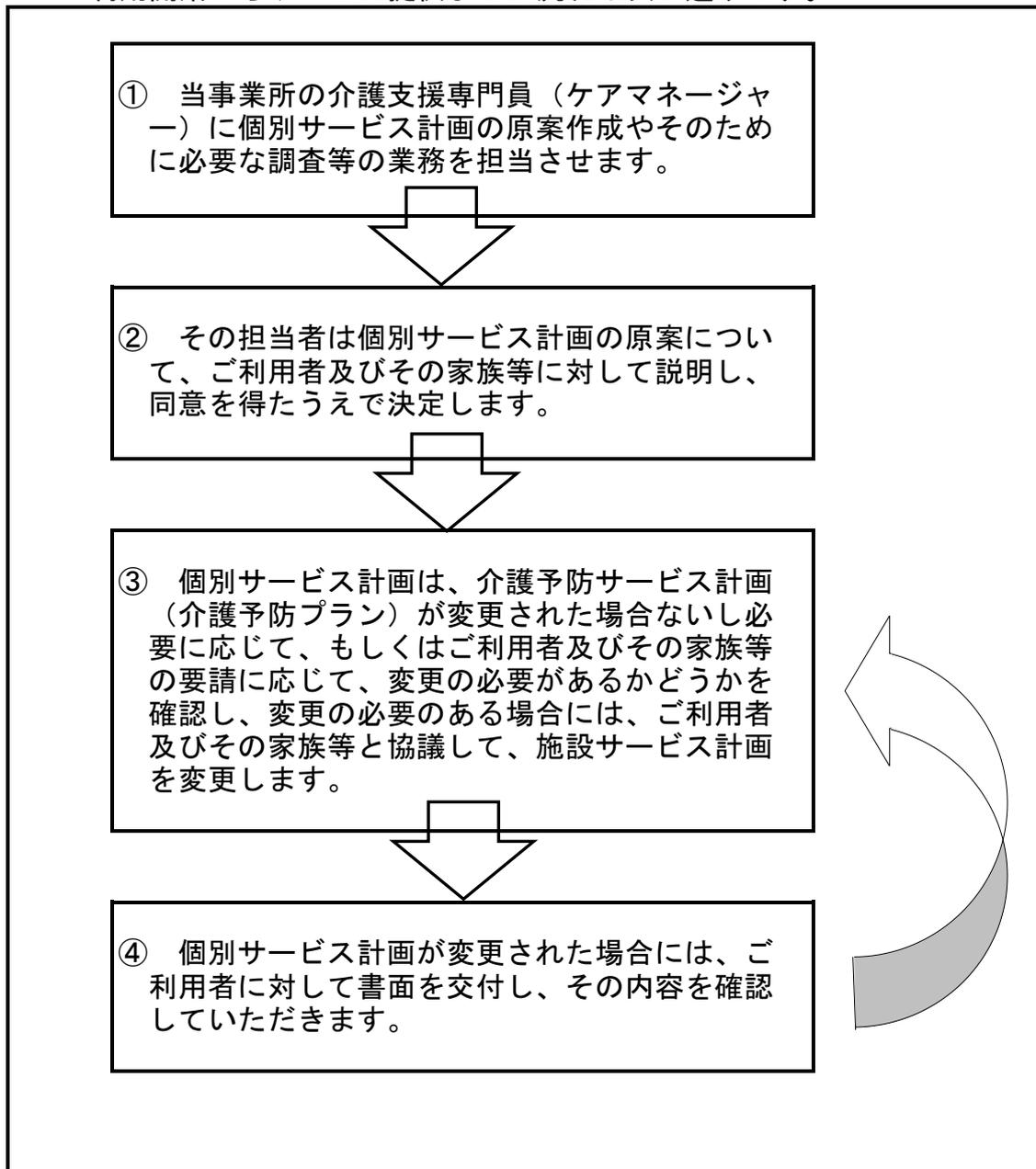
居室の別	滞在費
従来型個室	<u>1, 231円</u>
多床室	<u>915円</u>
ユニット型個室	<u>2, 066円</u>

4 利用開始からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画（介護予防プラン）」がある場合はその内容を踏まえ、利用開始後に作成するそれぞれのサービスに係る介護予防短期入所生活介護計画（以下「個別サービス計画という。）に定めます。

利用開始後、即座に具体的なサービスを提供しますが、正式な「個別サービス計画」策定に要する期間が必要なため、その間のサービス提供は、暫定的なものですから、速やかに正式な「個別サービス計画」を策定するよう努めます。

利用開始からサービス提供までの流れは次の通りです。



(2) ご利用に係る「介護予防サービス計画（介護予防プラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要支援認定を受けている場合

- 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。（償還払い）

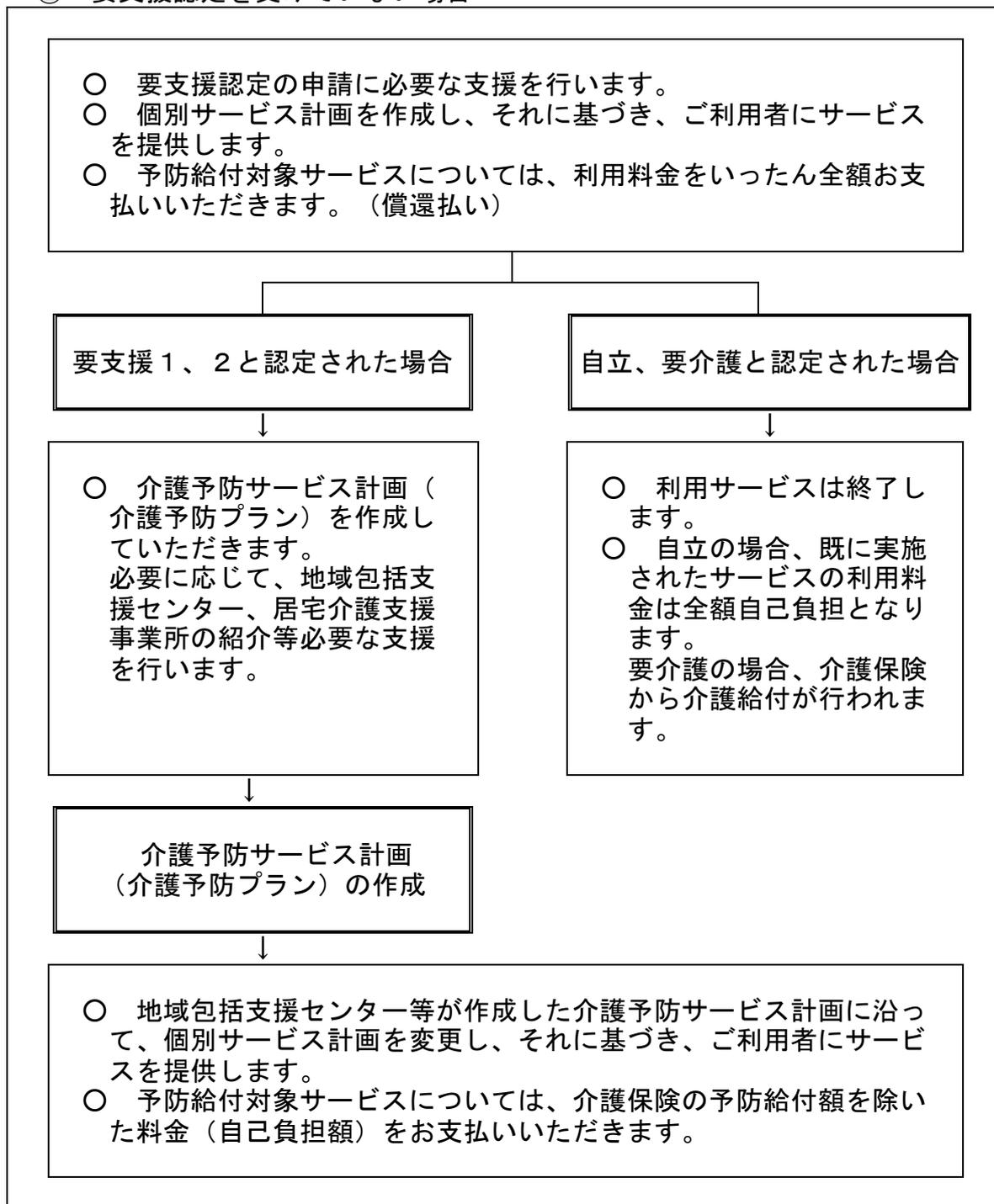


介護予防サービス計画（介護予防プラン）の作成



- 地域包括支援センター等が作成した介護予防サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の予防給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

② 要支援認定を受けていない場合



5 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

(特養の配置数を含んでいます)

職 種	配置人員		配置基準
	従来型	ユニット型	
1. 施設長（管理者）	1 名（注2）		1 名
2. 介護職員	21名以上	12名以上	（注1）
3. 生活相談員	2 名（注2）		2 名
4. 看護職員	5 名（注2）		（注1）
5. 機能訓練指導員	1 名（注2）		1 名
6. 介護支援専門員	1 名	1 名	各 1 名
7. 医師	非常勤		
8. 栄養士（管理栄養士）	1 名以上（注2）		1 名
9. 事務職員他	3 名（注2）		
（注1） 介護・看護職員は従来型24名、ユニット型14名の配置が指定基準で定められ、そのうち看護職員は従来型3名以上、ユニット型2名以上おかなければならない。			
（注2） 従来型施設とユニット型施設を兼務			

<主な職種の勤務体制> (特養の配置数を含む)

職 種	勤務体制
1. 医師	非常勤
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：(従来型) 6人 (ユニット型) 6名 8:00～9:00 日中：(従来型) 8人 (ユニット型) 8名 9:00～17:00 夜間：(従来型) 3人 (ユニット型) 2名 17:00～8:00
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：1人 8:00～9:00 日中：2人 9:00～17:00 夜間：1人 17:00～19:00 19:00～8:00 (オンコール)
4. 機能訓練指導員	月～金曜日 日勤
5. 生活相談員	月～金曜日 日勤
6. 介護支援専門員	月～金曜日 日勤

※土・日・祝日は上記と異なります。

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

○ 介護予防短期入所生活介護サービス

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の予防給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、食費・滞在費を除き利用料金の大部分(市町村が発行する負担割合証に記載)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を計画します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食： 8時～ 9時30分

昼食： 12時～13時30分

夕食： 18時～19時30分

- ② 入浴
 - ・入浴又は清拭を週2回行います。但し、身体状況によっては、入浴を禁止する場合があります。
- ③ 排泄
 - ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 機能訓練
 - ・機能訓練指導員等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 健康管理
 - ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ⑥ その他自立への支援
 - ・安全に配慮し、障害に応じた適切な支援を行います。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行えるよう援助します。
 - ・利用者及び家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。
- ⑦ 定例行事及び全員参加するレクリエーション

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご利用者の要支援の認定区分に応じたサービス利用料金から予防給付額を除いた金額（自己負担額）と滞在費及び食費の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご利用者の要支援の認定区分に応じて異なります。）

サービス利用料金表

○負担割合が1割の方

<多床室の場合>

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	451円	561円
4. 滞在費	<u>915円</u>	
5. 食費	1,610円	
6. 自己負担額合計（3+4+5）	<u>2,976円</u>	<u>3,086円</u>

<従来型個室の場合>

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	451円	561円
4. 滞在費	<u>1,231円</u>	
5. 食費	1,610円	
6. 自己負担額合計（3+4+5）	<u>3,292円</u>	<u>3,402円</u>

<ユニット型個室の場合>

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	5,290円	6,560円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,761円	5,904円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	529円	656円
4. 滞在費	<u>2,066円</u>	
5. 食費	1,610円	
6. 自己負担額合計（3+4+5）	<u>4,205円</u>	<u>4,332円</u>

○負担割合が2割の方
 <多床室の場合>

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,608円	4,488円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	902円	1,122円
4. 滞在費	<u>915円</u>	
5. 食費	1,610円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	<u>3,427円</u>	<u>3,647円</u>

<従来型個室の場合>

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,608円	4,488円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	902円	1,122円
4. 滞在費	<u>1,231円</u>	
5. 食費	1,610円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	<u>3,743円</u>	<u>3,963円</u>

<ユニット型個室の場合>

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	5,290円	6,560円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,232円	5,248円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,058円	1,312円
4. 滞在費	<u>2,066円</u>	
5. 食費	1,610円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	<u>4,734円</u>	<u>4,988円</u>

○負担割合が3割の方
 〈多床室の場合〉

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,157円	3,927円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,353円	1,683円
4. 滞在費	<u>915円</u>	
5. 食費	1,610円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	<u>3,878円</u>	<u>4,208円</u>

〈従来型個室の場合〉

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,157円	3,927円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,353円	1,683円
4. 滞在費	<u>1,231円</u>	
5. 食費	1,610円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	<u>4,194円</u>	<u>4,524円</u>

〈ユニット型個室の場合〉

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	5,290円	6,560円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,703円	4,592円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,587円	1,968円
4. 滞在費	<u>2,066円</u>	
5. 食費	1,610円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	<u>5,263円</u>	<u>5,644円</u>

なお、保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際に負担していただく額は、以下の表の通りとなります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金

〈多床室の場合〉

利用者負担第1段階：例）生活保護受給者

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	451円	561円
4. 滞在費	0円	
5. 食費	300円	
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	751円	861円

利用者負担第2段階：例）年金80万円以下の者

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	451円	561円
4. 滞在費	430円	
5. 食費	600円	
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	<u>1,481円</u>	<u>1,591円</u>

利用者負担第3段階：例）年金80万円超120万円以下の者

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	451円	561円
4. 滞在費	430円	
5. 食費	1,000円	
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	<u>1,881円</u>	<u>1,991円</u>

利用者負担第3段階：例）年金120万円超の者

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	451円	561円
4. 滞在費	430円	
5. 食費	1,300円	
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	<u>2,181円</u>	<u>2,291円</u>

〈従来型個室の場合〉

利用者負担第1段階：例) 生活保護受給者

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	451円	561円
4. 滞在費	380円	
5. 食費	300円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	<u>1,131円</u>	<u>1,241円</u>

利用者負担第2段階：例) 年金80万円以下の者

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	451円	561円
4. 滞在費	480円	
5. 食費	600円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	<u>1,531円</u>	<u>1,641円</u>

利用者負担第3段階：例) 年金80万円超120万円以下の者

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	451円	561円
4. 滞在費	880円	
5. 食費	1,000円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	<u>2,331円</u>	<u>2,441円</u>

利用者負担第3段階：例) 年金120万円超の者

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	451円	561円
4. 滞在費	880円	
5. 食費	1,300円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	<u>2,631円</u>	<u>2,741円</u>

<ユニット型個室の場合>

利用者負担第1段階：例) 生活保護受給者

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	5,290円	6,560円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,761円	5,904円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	529円	656円
4. 滞在費	880円	
5. 食費	300円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	<u>1,709円</u>	<u>1,836円</u>

利用者負担第2段階：例) 年金80万円以下の者

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	5,290円	6,560円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,761円	5,904円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	529円	656円
4. 滞在費	880円	
5. 食費	600円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	<u>2,009円</u>	<u>2,136円</u>

利用者負担第3段階：例) 年金80万円超120万円以下の者

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	5,290円	6,560円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,761円	5,904円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	529円	656円
4. 滞在費	1,370円	
5. 食費	1,000円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	<u>2,899円</u>	<u>3,026円</u>

利用者負担第3段階：例) 年金120万円超の者

認定区分	要支援1	要支援2
1. ご契約者のサービス利用料金	5,290円	6,560円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,761円	5,904円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	529円	656円
4. 滞在費	1,370円	
5. 食費	1,300円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	<u>3,199円</u>	<u>3,326円</u>

- ① 上記表の要支援の認定区分別サービス利用料金にはサービス提供体制強化加算Ⅲ60円、療養食加算80円(1回・1日3回上限)、送迎加算1840円、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)加算率14.0%、(Ⅱ)加算率13.6%は含まれておりません。

- ② 従来型個室を利用している方で、次の要件に該当する方については、多床室の料金表を適用する「従来型個室の経過措置」があります。
- 従来型個室を利用した方で、次のいずれかに該当する方
- ・感染症等により従来型個室の利用が必要であると医師が判断した方で当該個室の利用期間が30日以内である方。
 - ・著しい精神症状により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した方。
- ☆ 減免のある方は、別に定めた料金とします。
- ☆ 上記のサービス利用料金表には、送迎等の料金は含まれていません。
- ☆ ご利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、予想される要支援の認定区分に応じたサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。
- 介護予防プラン策定の済んでいない方の場合等も償還払いとなりますが、償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

- (2) 介護保険の予防給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）
以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ① 利用者が利用する滞在費

ご利用者が利用する従来型個室、多床室、又はユニット型個室を提供します。

利用料金：居室に係る利用料金は、以下の通りとします。（一日あたり）

居室別料金表

居室別	滞在費
多床室	<u>915円</u>
従来型個室	<u>1,231円</u>
ユニット型個室	<u>2,066円</u>

- ② 利用者の食事の提供

ご利用者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：朝食 430円

昼食 650円

夕食 530円

実際に提供した食数に応じて請求します。

- ③ 特別な食事

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供した場合。

利用料金：要した費用の実費

- ④ 理髪・美容

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

料金は、業者にお支払いください。

[美容サービス]

美容師の出張による美容サービス（パーマ）をご利用いただけます。

料金は、業者にお支払いください。

- ⑤ レクリエーション、クラブ活動
 ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
 利用料金：材料代等の実費をいただきます。
- ⑥ 複写物の交付
 ご利用者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。
- ⑦ 日常生活
 日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
- ⑧ 予防給付の支給限度額を超えたサービス利用料金
 予防給付の支給限度額を超えて、サービスを利用される場合は予防給付の対象外となり、介護予防短期入所生活介護にかかるサービス料金の全額をご負担いただきます。
- ☆ 経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

納入通知書等を発行しますので、指定の金融機関に支払っていただくか、ご契約者様の指定口座からの引き落とし(翌月28日、土日祝の場合は翌営業日)でお支払いをお願いいたします。
 支払いに関する手数料は、ご利用者の負担でお願いいたします。

(4) サービス利用の変更・追加・中止等について

当事業所の稼働状況によりご利用者の希望期間にサービスが利用できない等の変更・追加・中止について、ご相談に応じます。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、下記協力医療機関において、診療を受けることができます。

但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	佐用共立病院
所在地	佐用郡佐用町佐用1111
電話	0790-82-2321
診療科	内科・外科・整形外科・歯科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	佐用共立病院
所在地	佐用郡佐用町佐用1111
電話	0790-82-2321
診療科	歯科

7 サービス利用をやめる場合

当事業所の利用については、終了する期日を特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、介護予防短期入所サービスを利用することができますが、下記のような事項に該当するに至った場合には、介護予防短期入所サービス利用を終了していただくことになります。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者からサービス利用の解約の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から利用解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約の申し出の場合

- ① 予防給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく介護予防短期入所サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他サービス利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からのサービス解除の申し出の場合

以下の事項に該当する場合には、サービス利用の全部又は一部を解除させていただきます。

- ① ご利用者が、サービス利用開始時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、サービス利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、利用サービスを継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあったり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような）を繰り返すなど、サービス利用を継続しがたい重大な事情が生じた場合

8 サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、お預かりしている財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者、ご家族から聴取、確認します。
- ③ 感染症が発生し、またまん延しないように指針を整備し、定期的な委員会開催及び研修及び訓練を行います。
- ④ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ⑤ ご利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
但し、コピー代は有料となります。
- ⑥ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ ご利用者へのサービスの提供時において、ご利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑧ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
但し、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
このことについて「個人情報使用」に関する同意書をいただき、その範囲で個人情報を使用することとします。

9 サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、当施設を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 持ち込みの制限
利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
例) 動物、爆発物等の危険なもの、利用居室内に格納できない大型家具等日常生活上必要な物品以外のもの
- (2) 面会
面会時間（原則として） 9時～20時
来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。
尚、来訪される場合、感染症予防のため、生物の持ち込みはご遠慮ください。
- (3) 外出
外出される場合は、事前にお申し出ください。

- (4) 食事
キャンセルは前日までに申し出て下さい。
なお、当日、ご家族等の都合で食事をしない場合は、食費を頂きます。
- (5) 施設・設備の使用上の注意
- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
 - 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
 - ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
 - 他の利用者や当施設の職員に対し、暴力行為や、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- (6) 喫煙
敷地内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10 損害賠償について

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

当施設が加入している保険の詳細は下記のとおりです。

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

保 険 名 社会福祉法人全国社会福祉協議会 社会福祉施設総合損害補償
～しせつの損害補償～

保険種別 プラン1 基本補償A型

保険対象 施設が行う全業務（施設業務はもとより、居宅介護事業・配食サービス・居宅介護支援事業などを含め医療行為を除くすべての業務）

対人賠償（1名・1事故）	2億・10億円
対物賠償（1事故）	2,000万円
受託・管理財物賠償（期間中） ※括弧内は現金の補償限度額	200万円（20万円）

人格権侵害（期間中）	1,000万円
身体・財物の損害を伴わない 経済的損失（期間中）	1,000万円
徘徊時賠償（期間中）	2,000万円

事故対応特別費用（期間中）	500万円
被害者対応費用（1名につき）	死亡 10万円 後遺障害0.3万円～10万円 入院 3万円・通院時1万円

保険種別 プラン1 オプション2
 保険対象 医務室を有する特別養護老人ホーム等において、医師等が行う医療行為

医療事故補償（1事故）	1億円（期間中3億円）
-------------	-------------

(2) 事業者は、明らかに自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
 とりわけ 以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者（その家族、身元引受人等含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者（その家族、身元引受人等含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は、不実の告示を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ⑤ 契約者の不注意等、事業者もしくはサービス従事者に過失責任のない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

1.1 身元引受人

- (1) サービス利用にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
 しかしながら、利用者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、利用にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご利用者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご利用者の利用料等の経済的な債務については、利用者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。
 また、ご利用者が医療機関に入院する場合や当事業所から退所する場合において、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行った

り、更には、当事業所と協力、連携して退所後のご利用者の受入先を確保するなどの責任を負うこととなります。

- (4) ご利用者が利用中に死亡された場合においては、そのご遺体や残置物（居室残置する内に日用品や身の回り品等であり、高価品は除く）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。

貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などの残置物に含まれず、民法上の相続手続きに従って、その処理を行うこととなります。

また、ご利用者が死亡されていない場合でも、利用が終了した後、当事業所に残されたご利用者の残置金品をご利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご利用者または身元引受人にご負担いただくこととなります。

- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご利用者にご協力をお願いする場合があります。

1 2 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者

所 長 志水 満

- 苦情受付窓口（担当者）

総務課長 神山 伸太郎

支援課長 古川 康雅

支 援 員 木立 真由美

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

- 第三者委員

橋本 盛方 兵庫県社会福祉事業団監事

9：00～17：00（土日祝、年末年始を除く）

電話078-929-5655 内線32

FAX078-929-5688

宗野 義潔 法務省保護司

9：00～17：00（土日祝、年末年始を除く）

携帯電話090-5887-6126

吉田 邦子 江戸町法律事務所弁護士

9：00～17：00（土日祝、年末年始を除く）

電話078-331-0586

FAX078-331-0545

(2) 行政機関その他苦情受付機関

<p>○ 兵庫県 国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番 1-1801号 電話番号 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間：平日 8:45～17:30 月～金</p>
<p>○ 市・町 福祉相談窓口</p>	<p>所在地 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町高年介護課 電話番号 0790-82-2079 FAX 0790-82-0144 受付時間：平日 8:45～17:15 ※ 他の窓口は別紙を参照願います。</p>

13 附則

- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、平成24年4月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、平成24年9月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、平成26年4月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、平成27年4月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、平成27年8月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、平成28年4月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、平成29年4月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、平成29年7月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、平成30年4月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、平成30年8月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、平成30年10月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、令和元年6月28日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、令和元年10月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、令和2年4月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、令和2年8月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、令和3年4月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、令和6年4月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、令和6年6月1日から施行されます。
- この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、令和6年8月1日から施行されます。

